

## 令和7年度ナシ穂木「若光・なつひかり」の配付要領

### 1 穂木配付予定本数及び配付予定価格

種 類	品 種	配付予定本数 (本)	1本当たり配付予定価 (円)
ナ シ	若光	約50本	161円
	なつひかり	約50本	161円

注) 配付予定本数は目安です。価格には消費税(10%)が含まれています。

**※「若光」と「なつひかり」は穂木での配付です。  
苗木ではありませんのでご注意ください。**

### 2 配付対象者

農業生産を目的に穂木の配付を希望する千葉県内の農業者及び団体とします。  
また、県内の生産者に配付することを目的として種苗を生産する者も対象とします。

※ 営農目的以外（家庭栽培・庭木等）の申し込みは御遠慮願います。

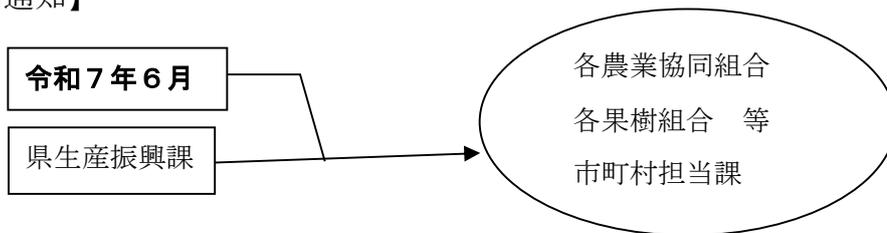
### 3 配付の申請

#### (1) 申請方法

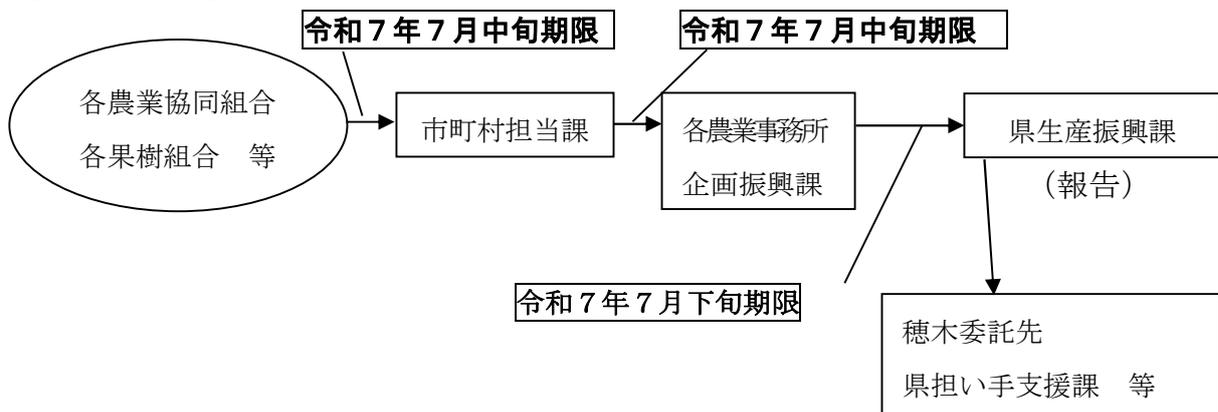
別紙様式の「原種配付申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。

#### (2) 提出先ルート及び期限

##### 【申請通知】



##### 【申請の流れ】



※配付予定本数を超える希望があった場合、配付数量の調整を行い、希望に応じられない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 4 配付基準

穂木 1 本あたり 10 芽以上の配付とする

#### 5 配付予定

##### (1) 配付日及び配付数量の決定通知

令和 8 年 1 月中旬までに、申請者へ通知します。

##### (2) 配付時期

令和 8 年 2 月下旬の予定。

##### (3) 配付場所

千葉県農作物原種生産施設

千葉県長生郡長生村水口 17-5

電話：0475-32-3377

#### 6 注意事項

生産者団体の取りまとめ責任者・事務局の方々は、以下の注意事項について、組合員一人一人に周知を徹底してくださるようお願いいたします。

##### (1) 県育成の穂木の配付本数には限りがあり、配付希望本数が配付予定本数を上回った場合は、数量を調整の上、配付します。

##### (2) 穂木の品質には細心の注意を払い配付していますが、受領時には、穂木の状態（乾燥、病虫害等）を十分確認の上、受領してください。

##### (3) 配付する苗木は、欠点及び不具合を有している可能性があることを認識し、その利用により、使用者に損失が生じた場合、県の故意又は重大な過失によるものではない限り、県には一切の責任を問わず、使用者の責任で処理してください。

(4) 受領された穂木について、病虫害の被害、生育不良や品種の相違等の問題が生じた場合は、県事故対策委員会において原因究明のための調査を行います。

調査の結果、県の故意又は重大な過失により補償が必要と判断された場合は、補償の限度を代替穂木又は購入穂木代金とします。

なお、病虫害の被害、生育不良や品種の相違等の申し出は、穂木受領後6か月以内とします。

(5) 配付数量決定後の追加、キャンセル等、数量の変更はできませんので、数量の変更がないよう申請してください。

(6) 種苗代金の支払いについては、納入通知書でお願いします。

種苗配付時に納入通知書の送付先を確認し、後日、納入通知書を郵送します。

納入通知書の裏面に記載の金融機関又は Pay-easy (ペイジー) にて支払いをお願いします。なお、ペイジーで納入した場合、千葉県から領収証書は発行いたしません。領収証書が必要な方は金融機関で支払いをお願いいたします。

(7) インボイス制度開始にかかる明細書の発行について

インボイス制度の開始にともない、県では、納入通知書と必要事項が記載された明細書を発行することにより、インボイスの交付を行います。

インボイスは納入通知書のあて先となる生産組合等へ交付しますので、組合員個人で仕入れ税控除を受ける場合は、生産組合に交付されたインボイスの写しと、組合員個人が支払った金額や消費税額のわかるもの(生産組合が交付する精算書等)を合わせて保管しておく必要があります。